

令和7年度 第1回四街道市職員倫理委員会 会議概要

開催日時 令和8年2月18日（水）14：00～15：00
開催場所 四街道市役所 本館1号棟 3階 特別会議室
出席委員 松田委員（委員長）、齋藤委員、櫻井委員
欠席委員 なし
事務局 総務部：川田部長、木村副参事
人事課：古川課長、高木課長補佐、影山主任主事
開催形態 公開
傍聴者 0人

会議概要

- 1 開会
- 2 委員長の選出について
- 3 議題
 - （1）四街道市職員倫理条例・四街道市職員倫理規則について
 - （2）その他
- 4 閉会

議題 四街道市職員倫理条例・四街道市職員倫理規則について

事務局：（資料説明）

松田委員長

国の法律があり、さらに県の方でも条例があって、参考・準拠すべきものが幾つかあると思うが、四街道市では上乗せで規制をしているか。

事務局

県の条例に上乗せをしたというものはない。県の条例と比較すると簡略化されている。

松田委員長

この条例は、市職員の行動を一定程度規制するものだが、相手方にとっては市職員との付き合いの仕方や、これをやったらまずいことになるなど、完全な拘束ではないにしても、ある程度事業者にもいろいろ考えてもらう必要があるところが出てくると思う。この条例を、利害関係者や事業者へ適切に周知する必要があると思うがそれについては今具体的にどうしているか。

事務局

具体的に動いているものは、現在ない。このことについては、今後、また利害関係者と職務以外で接触するようなことがあるかどうかを、委員会からの質問として調査・把握をしていく。例えば利害関係者と各課がどう行動しているのかについて把握に努める。

松田委員長

これは相手方にもわかっていただけないといけない。例えば、資料 1 の 11 ページについて、自己の飲食にかかる費用の確認を市職員としてはしなければいけない。ただ、これを言われた相手方は気分を害するだろうという気がする。条例があつて必要なことだということは、当然相手方にわかっていただかなければいけない。市職員が無用なトラブルに巻き込まれることになってはいけないので、適切にお願いしたい。

事務局

まずは調査をして、その後、その所属の部課長を通して、利害関係者にあたる団体に周知を行っていく。

松田委員長

内部的にも、すごく大事な条例だと思う。この周知を図っていくということについて、研修を実施していて、今回のこの資料 1 というのは研修資料であるが、これ 1 回だけやればいいというものではないので、繰り返し周知徹底を図っていくと思う。今後研修についてはどういうふうに進めていくことを予定しているか。

事務局

現在、令和 6 年の 1 月から 2 月にかけて、管理職を対象に研修を行い、全職員向けにはウェブ研修を通して倫理法及び倫理についての研修を行った。そのあと令和 6 年度からはまず新規採用職員を対象に、倫理条例・倫理規則についての研修を行っている。また、コンプライアンスを含めた倫理についての研修について係長級を対象に毎年研修を行っており、当市の条例規則を講師の先生に渡して、講義の中で触れてもらっている。

また先ほど申し上げた新規採用職員についてはウェブ研修も合わせて行っており、それを先ほどの参考資料で配付している。

松田委員長

今後同じ内容を繰り返しているだけでは意味がないと考える。例えば資料 1 の 10 ページで供応接待の例外として、以下のような場合は許容されるとなっており、その中で会議その他の会合における茶菓の提供、お茶菓子についてある。もう一つ会議における簡素な飲食物の提供というのがあって、お茶菓子と簡素な飲食物とは具体的に何が駄目で何がいいのだろうかとか、何が出てきたらこれは断らなきゃいけないのかだとか、そういう具体的なケースに基づいて、職員に考えてもらうことが大事だと思う。

弁護士会では、職務基本規定があつていわゆる弁護士倫理規定がある。それについては5年に1回、研修を受けなければいけないが、その時は具体的に悩ましい事例の設題があつて、それをグループディスカッション、バズ・セッションで、ベテランから若手まで平場で議論をして、どういうふうにすべきなのかということを、世代ごとの感覚の違いとかもあるため、勉強するということがある。規則があるだけではなくて、それが具体的な日常の行動にうまく落とし込めるような形で研修を今後、適切にやっていっていただきたいと思う。最後のところは意見になります。

私からの質問・意見は以上ですけれども、両委員はなにかあるか。

櫻井委員

この規則ですが、何か参考例がありますか。四街道独自ですか。

事務局

基本的には条例規則を持っている他の自治体のものを参考としている。作りとしてはほとんどがこれと同じような作りだが、千葉県に比べて少し簡素化している。千葉県にはあるような条項が当市にはないというようなものの中にはある。禁止行為、利害関係者については全く一緒ですが、例えば贈与等報告書を提出するのが管理職というのが当市の作りにはなっているが、管理職よりも落としているような自治体もある。

櫻井委員

結構細かく記載している。チェックはどうなっていますか。現場ではどうですか。

事務局

国の倫理法に基づいて、どこも基本は作っています。

チェックにつきましてはやはりこのような委員会をどこも立ち上げており、そちらがチェック機能となっている。

現場の方ですと基本的には先ほどお話したように、まずは対象となるような者に研修を行ってきちんと条例や規則について認識してもらい、部下にこういうものがあるということを周知してもらうのが当市の現状となっている。

櫻井委員

職員の行動がかなり規制されると思うが、これだけの量を事務局で職員に周知徹底できるのか。

事務局

現在もできる限り事務局として周知はしているが、今後、先ほど委員長からも指摘があるので、もう少し周知方法等について検討する。

櫻井委員

このボリュームを周知させることは大変である。

事務局

理解をしていただくのが大変な部分はあるとは思っているが、もう少し職員がわかりやすいような、先ほど委員長が挙げた実例みたいなものを通して、より詳しく、わかりやすく研修をできるように、こちらの方も検討させていただく。

松田委員長

禁止行為については当然禁止なので、禁止行為をやってしまったらどういうふうに報告するかとか多分その辺のところがわからないと思うが。

事務局

確かに、禁止行為についての報告というのは明確には示されていないが、それが発覚した時には基本的には懲戒審査会に報告してそちらで処分の検討をするという内容になる。

松田委員長

例えば、こういうことがあって悩ましかったであつたりなどを、そのようなことを職員にアンケートで出してもらったら、その辺を一つの研修の材料などにして、それを他の人はこう考えて大丈夫だということで行動をしたようだけどどうですかみたいな検討を行うこともできる。多分事例を一定程度把握しておくということもあり得る。

斎藤委員

冒頭で、制定の経緯の説明があつたが、事件の際に接待等が見られたということか。それとも直接関わらないけれども、透明性や信頼の確保のために、より慎重を期してこういう制度を作ったのか。

事務局

次期ごみ処理施設の関係の時に、接待を受けたのではないかという疑惑を持たれるような行為があり、市議会の百条委員会を通じて、その辺の審議については委員会で行っていた。実際に発覚したわけではないが、疑われる行為だということで、そういうことを市の職員がやったかやってないかはわからないが、禁止されるような行為について疑われるようなことをしたということで、今後そういうことがないように、今までは国の倫理法に準拠してやっていたことを、きちんと市の職員が公務員倫理というものを再認識してやるということで条例の制定をしたところである。確定的に市職員が何かをやったということまでは、発覚したものではなかったと記憶している。

斎藤委員

市長のイニシアチブもあつての制定か。

事務局

次期ごみ処理施設の再発防止策の中の一つに、条例規則を制定することで、市民の方に疑われないように、今まで以上にきちんと取り組むとし、制定した。

斎藤委員

以前から国や様々なところで、こうした規程が制定されている。国立大学でも同様の倫理規定があつて、毎年ウェブで研修を受けている。今になって何故なのかと感じたところです。制度ができて運用は数年だが、以前から似たような、同じようなルールのもとで取り組まれていたかと思うが、公務の支障、あんまり若い人も飲みに行きたがらないとかもあるかもしれないが、公務の支障というか、停滞まではいかないが、やりとりしにくくなったとかそういう話はあるか。

事務局

特には聞いてはいない。先ほど櫻井委員もそれに近いことを言われていたが、まだ職員から実際には聞いていないが、市は様々な団体とのつき合いがあつて成り立つものなので、各職員がきちんと、以前までは倫理法の準拠ということでやっていたものを現在は条例規則の中で、今までと変わらずきちんと線を引いてつき合っているところだとは思ってはいる。再度きちんと周知して、今までやっていたものもいいのかどうかも含めて、きちんと精査をもう一度していきたい。

斎藤委員

大学教員だと、最近では東京大学で大惨事があつたが、そこまではいかないとせよ出版社とのつき合いとかいろいろあつて、やはり考えが同じだとすると、誠実な人ほどよくわからなかったら避けよう、会わないというふうな判断をされることがあるかもしれない。円滑というか、公務の遂行に支障があるのかないのか。つまり厳しくしすぎると、後で細かくルールを作っても、都度の適用で大変なので避けがちになる。それがもし支障があったら、うまくいなくなる可能性があるのではないかと思う。柔軟な運用というのも、大きい事件があつて、数年はやはりいろいろルールを作るかもしれないが、個人的にはやはり、もし支障が生じているかもしれなかったら柔軟な運用というのにも必要があるのかなという気もしている。

事務局

基本的には先ほど申し上げましたとおり、例えば供応接待は割り勘であれば行つてはいけ

ないわけではないので、きちんとその辺りを相手方にもわかっていただき、そういう場を設けていただく分には、何も法に触れるようなものはない。その辺を事務局としては、職員にわかってもらえるように、周知する方法について、今後、再度検討させていただければと思う。

櫻井委員

今まで報告はなかったのですか。

事務局

事務局では倫理法に触れるのではないかというようなものは特に報告は受けていない。

松田委員長

一通り質疑は出尽くしたという理解でよろしいか。

松田委員長

よろしければこれで質疑を終了いたしますがよろしいか。

以上で議題（１）については終了いたします。次に議題（２）その他に移りたいと思いますが事務局の方から何かあるか。

事務局

特にない。

松田委員長

委員の２人から何かあるか。

齋藤委員、櫻井委員

特にない。

松田委員長

無いようですので議題（２）を終了する。